

大阪公立大学医学部附属病院 監査委員会

監査委員会は、医療法第十九条の二の規定に基づき、特定機能病院としてのガバナンスの確保および医療安全管理体制の強化を図ることを目的として設置されています。

本委員会では、病院における医療安全の取り組みや管理体制について、外部の専門的視点から公平かつ客観的に評価を行い、その結果に基づき、必要に応じて理事長および病院長へ改善に向けた助言や提言を行うものです。

なお、監査は年2回以上実施し、その結果については病院ホームページにて公表いたします。

■ 関係規程

1. 大阪公立大学医学部附属病院監査委員会規程
2. 大阪公立大学医学部附属病院監査委員会運用要綱

■ 委員名簿および委員の選定理由

次のとおり大阪公立大学医学部附属病院 監査委員会の委員を選定する。

氏名	所属	選定理由	本法人との 利害関係	委員の 要件 (注)
委員長 長部 研太郎	原・国分・長部法律事務所 弁護士	地方自治体において倫理委員会等の委員を歴任されるなど人権や倫理に関する識見を有するため。	無	1
委員 大川 和良	大阪国際がんセンター 副院長、肝胆脾内科部長	大阪国際がんセンターにおいて医療安全管理責任者として従事され、医療安全管理に必要な知識及び経験を有するため。	無	1
委員 田中 雅重	大阪市立総合医療センター 副院長、看護部長	大阪市立総合医療センターの副院長兼看護部長として、看護師の育成のみならず、医療安全活動にも従事され、豊富な経験を有するため。	無	1
委員 辻 恵美子	がん患者サポートの会 「ぎんなん」代表	がん患者サポートの会「ぎんなん」代表、大阪府がん対策推進委員会委員など公的機関の委員を歴任され、豊富な活動経験を有するため。	無	2

(注) 委員の要件 医療法施行規則第十五条の四 第二項 ロ

1. 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者
2. 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（(1)に掲げる者を除く。）

■ 監査委員会の実施・結果の公表について

監査委員会終了後、結果については病院ホームページにて公表します。

令和7年4月吉日
公立大学法人大阪
理事長 福島 伸一